

令和8年1月
空知商工信用組合

お客様各位

当座勘定規定（一般用）の改定について

平素は当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合ホームページに2026年1月29日に掲載した「手形・小切手全面電子化に向けた取り組みについて」のとおり、当組合では、2026年2月16日より払戻請求書により当座預金のお引き出しを取り扱います。それにともない、当座勘定規定を改定いたします。

当組合は、今後もお客さまの様々なニーズにお応えするための商品・サービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

1. 改定する規定

当座勘定規定（一般用）

2. 改定内容

払戻請求書により当座預金のお引き出しを取り扱います。なお、お引き出しは自社による支払いに限ります（払戻請求書を小切手のようにお取引先に引き渡すことはできません）。

「当座勘定規定（一般用）」（改定前）	「当座勘定規定（一般用）」（改定後）
<p>第1条～第6条（省略）</p> <p>第7条（手形、小切手の支払い）</p> <p>（1）小切手が支払のために提示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>（2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることがあります）があります。</p> <p>（3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>第1条～第6条（省略）</p> <p>第7条（手形、小切手等の支払い）</p> <p>（1）小切手が支払のために提示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>（2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることがあります）があります。</p> <p>（3）当座勘定の払戻しは、<u>次のいずれかの方法で行ってください。</u></p> <p>① <u>届出または登録の印鑑により、当組合所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u></p> <p>② <u>小切手を使用する方法。</u></p>

「当座勘定規定（一般用）」（改定前）	「当座勘定規定（一般用）」（改定後）
	<p><u>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行わないことがあります。</u></p>
第8条～第11条　（省略）	第8条～第11条　（省略）
第12条（手数料等の引落し）	第12条（手数料等の引落し）
<p>(1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引き落とすことができるものとします。</p> <p>(2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続きをしてください。</p>	<p>(1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または</u> <u>払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引き落とすことができるものとします。</p> <p>(2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続きをしてください。</p>
第13条～第15条　（省略）	第13条～第15条　（省略）
第16条（印鑑照合等）	第16条（印鑑照合等）
<p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのため生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて</p>	<p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて</p>

「当座勘定規定（一般用）」（改定前）	「当座勘定規定（一般用）」（改定後）
取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 (3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。	取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 (3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。
第17条～第30条（省略）	第17条～第30条（省略）
以上	以上
約束手形用法（省略）	約束手形用法（省略）
為替手形用法（省略）	為替手形用法（省略）
小切手用法（省略）	小切手用法（省略）

3. 変更日

2026年2月16日（月）

以 上